

補聴器の購入費を 助成します



身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者に対し補聴器購入費用の一部を助成します

助成額

25,000円

(50,000円以上の補聴器を購入した場合に限ります)

次の場合は、助成することができません

- ・本事業の助成決定前に補聴器を購入した場合
- ・集音器、助聴器、補聴器付属品のみを購入した場合
- ・修理等で購入した場合
- ・認定補聴器専門店以外の販売店で購入した場合

対象者

! 下記の要件をすべて満たす方

- ① 松江市内に住民登録がある18歳以上の方
- ② 身体障がい者手帳(聴覚障がい)の交付対象でないこと
- ③ 市民税非課税世帯または生活保護受給世帯であること
- ④ いずれかの耳若しくは両耳の聴力レベルが30dB以上であり、医師により補聴器の使用が必要と認められた方
- ⑤ 補聴器装着前後の生活状況等の変化に関するアンケートに回答できる方
- ⑥ 市や地域包括支援センターから案内する介護予防事業等に参加できる方
- ⑦ 要介護認定なしから要支援2までの方

※⑥、⑦は65歳以上のみ

【問合せ】 松江市健康福祉部

65歳以上 介護保険課 介護予防係 ☎55-5568

64歳まで 障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎55-5945



申請の流れは裏面へ

手続きの流れ

① 申請書を作成する

対象要件を確認し、申請書に必要事項を記入してください。

申請書設置場所：松江市介護保険課・障がい者福祉課、市ホームページ

② 耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科（補聴器相談医）を受診し、医師から補聴器の使用が必要と認められたら、意見書の作成を依頼してください。

※受診や意見書作成に係る費用は自己負担となります。

③ 申請書を提出する

申請書と意見書を介護保険課または障がい者福祉課へ提出してください。

④ 市から決定通知書を受け取る

市は申請内容を確認し、助成決定者に決定通知書および請求書兼委任状をお送りします。

⑤ 補聴器を購入する

※市から決定通知書が届くまで補聴器は購入しないでください。
決定前の購入は助成対象外です。

補聴器取扱業者（認定補聴器専門店）へ決定通知書を持参し、補聴器の購入費用から助成額25,000円を差し引いた額を支払い、補聴器を購入してください。

購入時に請求書兼委任状を記入し、補聴器取扱業者へ渡してください。

松江市内の耳鼻咽喉科（補聴器相談医）

医療機関名	住所	電話番号
いわもと耳鼻咽喉科医院	春日町188-1	20-1300
おおさわ耳鼻咽喉科	上乃木1丁目2-18	28-1110
さかい耳鼻咽喉科医院	古志原5丁目17-2	23-4133
さとう耳鼻咽喉科	東出雲町錦新町7丁目4-12	53-0033
泉仁会 なかじま耳鼻科	学園2丁目11-2	27-3387
堀江耳鼻咽喉科医院	黒田町422-5	28-1133
わたなべ耳鼻咽喉科医院	東朝日町字小浜211	32-3000
松江赤十字病院 耳鼻咽喉・頭頸部外科	母衣町200	24-2111
松江市立病院 耳鼻咽喉科	乃白町32-1	60-8000
松江生協病院 耳鼻咽喉科	西津田8丁目8-8	23-1111